

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年9月8日 15時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北小松南東方沖（琵琶湖西部） 川原 <sup>かわはら</sup> 三等三角点から真方位185° 1,300m付近 （概位 北緯35° 14.3′ 東経135° 58.1′）
事故の概要	水上オートバイイエローは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年10月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ イエロー、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33853滋賀、ローレル640合同会社
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者A
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか1人を乗せたトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）をえい航して遊走中、約20km/hの対地速力で蛇行しながら本件浮体を左右に振っていたところ、搭乗者Aが落水して左肩を脱臼した。 船長は、搭乗者にスリルを楽しんでもらおうと蛇行しながら本件浮体を左右に振っていたが、本件浮体の搭乗者の様子を確認しながら、搭乗者が落水しないように遊走すればよかったと本事故後に思った。 本船及び本件浮体の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体の搭乗者の様子を確認していない状況で、蛇行しながら本件浮体を左右に振り、遊走を続けたことから、搭乗者Aが本件浮体から落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体の搭乗者の様子を確認していない状況で、蛇行しながら本件浮体を左右に振り、遊走を続けたため、搭乗者Aが本件浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、浮体をえい航して遊走する場合は、見張り役を同乗させ

	<p>るなどして浮体の搭乗者の様子を監視し、必要に応じ、遊走を中止したり、減速したりすること。</p>
--	---